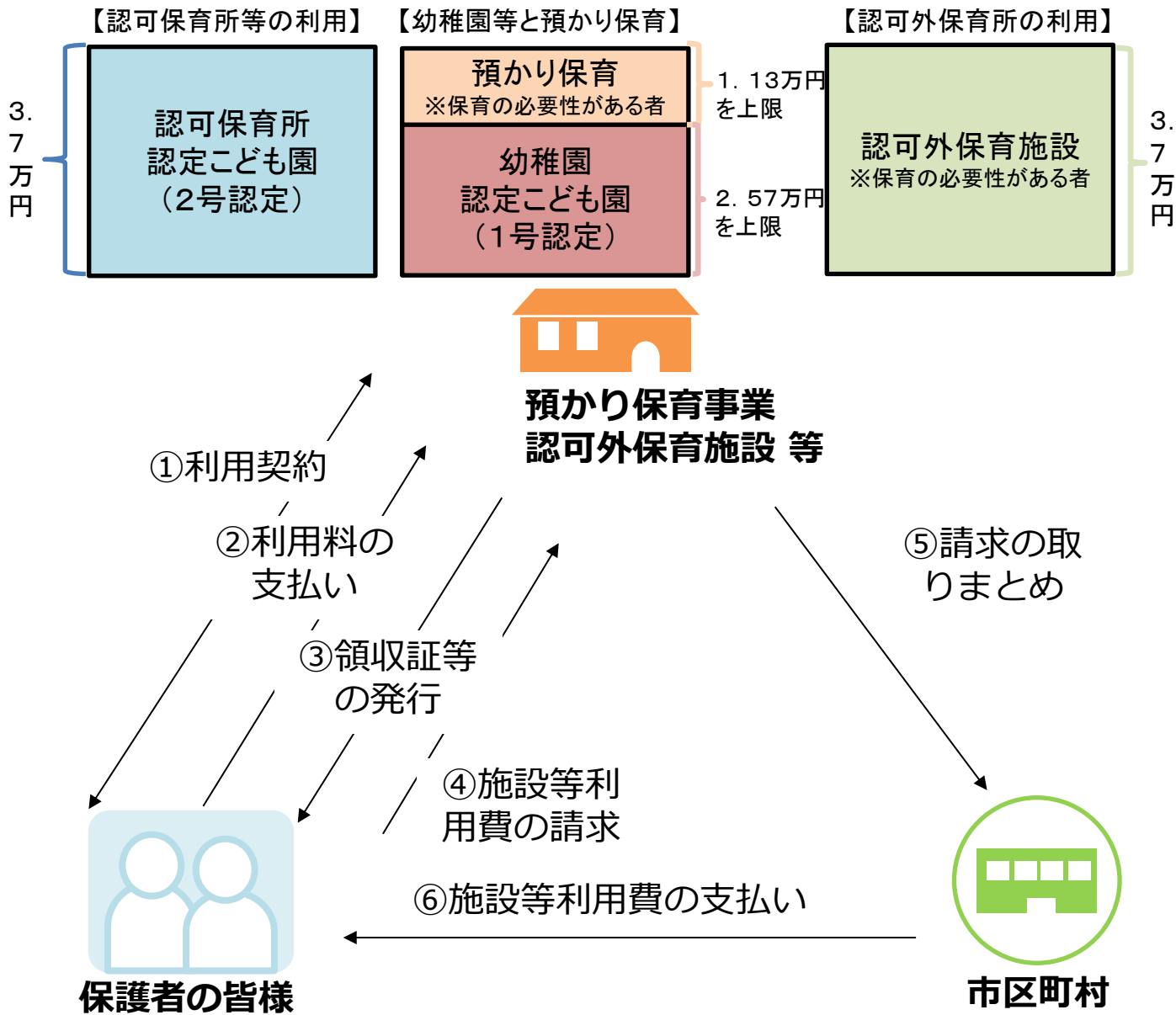


[子育てのための施設等利用給付の支払いのイメージ]



※保育の必要性の認定を受けていない場合、まず、市区町村に申請が必要です。
※請求・支払いの時期など、手続の詳細については、お住まいの市区町村にご確認ください。また、施設によって、手続きが異なる場合があります。
※無償化の対象は保育料です。通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ご注意ください。

問い合わせ先：

【お近くの認可外保育施設に関する情報について】

三重県子ども・福祉部少子化対策課

TEL：059-224-2268 MAIL：shoshika@pref.mie.lg.jp

【無償化の給付や保育の必要性の認定の手続について】

伊勢市健康福祉部こども課保育係

TEL：0596-21-5579 MAIL：kodomo@city.ise.mie.jp